

## 半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税について

「半島振興法」の規定により半島振興対策実施地域として指定された『森山地域』において、製造の事業、農林水産物等販売業及び旅館業の用に供する施設又は設備を新設又は増設した場合は「諫早市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例」に基づき、固定資産税の不均一課税の適用を受けることができます。適用を受ける場合は、申請が必要となりますので、詳しくは資産税課へお問合せください。

### 1 適用となる要件

#### (1) 指定区域内で

半島振興対策実施地域「森山地域」

#### (2) 青色申告をする法人または個人で

#### (3) 所定の事業を営む者が

(A)～(C)の事業を営むもので、設備又は施設の取得が『諫早市産業振興促進計画』に適合する旨の確認を諫早市長から受けた者

##### (A) 製造の事業

##### (B) 農林水産物等販売業

当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業

##### (C) 旅館業（下宿営業を除く。）

#### (4) 適用基準額を超える額で設備又は施設を取得した場合

一の事業年度において、取得した特別償却設備（半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1項第1号に規定する特別償却設備をいう。以下同じ。）の取得価額の合計額が、次の金額以上であること。

#### 対象事業（A）（C）の場合

個人及び資本金 1,000 万円以下の法人	500 万円
資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人	1,000 万円
資本金 5,000 万円超の法人	2,000 万円

#### (B) の場合 500 万円

## 2 不均一課税を行う期間

当該設備を新設し、若しくは増設した日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年)の4月1日の属する年度以降3年度分

## 3 不均一課税の対象となる固定資産

ア 家屋：『建物及びその附属設備』のうち、直接事業の用に供する部分

イ 償却資産：『機械及び装置』のうち、直接事業の用に供するもの

ウ 土地：対象となる家屋の垂直投影部分(取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限る)

## 4 不均一課税の税率

初年度	100分の0.14
第2年度	100分の0.35
第3年度	100分の0.70

## 5 申請手続きについて

不均一課税の適用を受ける場合は、毎年1月31日までに申告書を提出し、審査を受ける必要があります。